川崎市屋外広告物安全点検に関する実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、川崎市屋外広告物条例の規定により許可を受けて設置されている広告物(以下「許可広告物」という。)が通常有すべき安全性の確保及び保守点検等の執行状態を確認するものであり、もって許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止し、かつ広告物管理者に適正管理の周知をはかることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領の適用の範囲は、アドバルーン、はり紙又はポスター、立看板等又は広告旗、 自動車等に表示する広告物又は設置する掲出物件、電柱その他の柱類に表示する広告物又は設 置する掲出物件を除く許可広告物をいう。

(点検項目)

- 第3条 前条の適用を受ける広告物(以下「適用広告物」という。)を設置する者又は管理する者 (以下「広告物設置者」という。)は、次の各号を点検する義務を負う。
 - (1) 基礎部・上部構造に関すること
 - (2) 支持部に関すること
 - (3) 取付部に関すること
 - (4) 広告板・文字に関すること
 - (5) 照明装置に関すること
 - (6) その他、市長が特に点検を必要と認めたもの

(点検する者)

- 第4条 適用広告物で、前条の事項を点検する者は、原則として、広告物を施行・設置した者又は管理する者がこれをおこなう。ただし、次に該当する広告物は、川崎市屋外広告物条例第31 条第1項各号のいずれかに該当する者がこれをおこなうこと。
 - (1) 建築基準法の規定に基づく工作物確認を受けて設置された広告物
 - (2) 建築物の上部に設置されたもので表示面積が50平方メートルを超えた広告物
 - (3) 建築物の壁面を利用して掲出されたもので表示面積が30平方メートルを超えた広告物
 - (4) 建築物から突きだしたもの(袖看板等)で、表示面積が20平方メートルを超えた広告物
 - (5) その他市長が、特に必要と認めたもの

(点検報告)

- 第5条 第3条の点検項目を点検したときには広告物設置者等は屋外広告物安全点検報告書(第1号様式。以下「点検報告書」という。)をすみやかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の点検報告書を偽り、又は不正な手段により提出してはならない。

(点検報告書の取扱い)

- 第6条 市長は前条により広告物設置者等から提出された点検報告書について、当該広告物の設置状態等につき総合所見を述べ現在の安全性についての適否を定める。
- 2 この点検の結果、当該広告物につき改善すべき事由が生じたときに、市長は広告物設置者等に必要な補修等の助言・指導をすることができる。
- 3 市長は提出された点検報告書をこの要領に定める目的外に使用してはならない。 (義務不履行に対する措置)
- 第7条 市長は、この要領に定める点検報告義務を履行しないときには、広告物設置者等に対して必要な措置を講ずることができる

(その他)

第8条 この要領に定めのないその他の細目については、そのつど市長が定める。

附則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この改正要領は、令和2年4月1日から施行する。 附則

この改正要領は、令和3年4月1日から施行する。

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

報告者	住 所
	氏 名
	雷話悉号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

下記の点検結果は、事実に相違ありません。また、次回点検報告時までの間、補修その他必要な管理を怠らないようにし、広告物等を良好な状態に保持します。

広告物等の種類		屋上看板 ・ 壁面看板 ・ 突出看板 ・ 建植看板	その他	<u>h</u>
設 置 場 所		川崎市 区 町 丁目	1	番 号
点検年月日		年 月 日		
点検者		氏 名		
		住所		
		電話番号		
		資格名称		
点検 箇所		点 検 項 目	異常の 有・無	改善の概要
上部構造 基礎部・	1 上部構造	造全体の傾斜、ぐらつき	有無	
	2 基礎の	クラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有無	
	3 鉄骨のる	さび発生、塗装の老朽化	有無	
支持部	1 鉄骨接合	合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有無	
	2 鉄骨接合	今部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有無	
取付部	1 アンカー	ーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有無	
	2 溶接部の	の劣化、コーキングの劣化等	有無	
	3 取付対針	象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面标	坂・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有無	
	2 側板、影	表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有無	
	3 広告板原	底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有無	
照明装置	1 照明装置	置の不点灯、不発光	有無	
	2 照明装置	置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有無	
	3 周辺機器	器の劣化、破損	有 無	
そ の 他	1 付属部村	才(※)の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の	の腐食、損傷	有 無	
	3 その他に	点検した事項()	有 無	

- ※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品
- 注)広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

					E	申請者	コート	*				
)広告物全景	(写真)			I							
								撮影年月日				
									年	月	日	
					写	真	貼	付				
	設置年月日		年	月	日							
>	※総合所見											